国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Press Release

令和８年１１月１１日
東 北 地 方 整 備 局

東北地方整備局の「TEC-FORCE アドバイザー」体制を強化

～ 新たに１０名の学識経験者を委嘱し、５９名体制へ ～

被災地において学識経験者から速やかに技術的助言をいただくため、高度な専門知識を有する学識経験者を「TEC-FORCE アドバイザー※」として事前に委嘱し、技術的判断が難しい事案に即応する体制を確保しています。

東北地方整備局では、令和８年５月１１日付で４９名の「TEC-FORCE アドバイザー」を委嘱しておりますが、このたび新たに１０名の学識経験者を委嘱し、計５９名体制へと拡充しましたので、お知らせします。

※「TEC-FORCE アドバイザー」制度とは：
災害が発生し、または発生のおそれがある場合に、高度な専門知識を有する学識経験者が、国土交通省が所管する施設（地方公共団体の公共土木施設も含む）の管理者等に対し、災害応急対策について助言を行う制度

１．背景及び概要

国土交通省では、TEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊）を設置し、被災自治体に対する災害応急対策支援を実施しています。

近年の災害の激甚化・頻発化や、令和７年６月に公布・一部施行された「災害対策基本法等の一部を改正する法律」を踏まえ、TEC-FORCE の体制強化や関係機関との連携強化を一層推進し、被災自治体への新たな応援体制の構築を進めています。

大規模広域災害の発生時には、被災箇所の増大に伴い、後発災害への備えや早期復旧に係る高度な技術的助言への需要が高まることが見込まれるため、これらに迅速に応えるためには、多様な分野の学識経験者の協力が不可欠です。

このため、東北地方整備局では、「TEC-FORCE アドバイザー」として、河川、道路、砂防、火山、地質・地盤、海岸、港湾等の各分野における学識経験者４９名を委嘱しておりますが、新たに１０名の学識経験者を「TEC-FORCE アドバイザー」として委嘱し、５９名の体制に拡充しました。

２．今後対応する活動について

今回委嘱された「TEC-FORCE アドバイザー」は、被災状況調査及び災害応急対策等に関する技術的助言及び助言に必要となる調査を対応する予定です。

（技術的助言を求める事項）

- ○ 現地状況の詳細な把握、被災構造物の安全度の評価
- ○ ２次災害防止に関する安全対策
- ○ 災害応急対策における工法など

＜発表記者会＞　青森県政記者会、岩手県政記者クラブ、宮城県政記者会、秋田県政記者会、山形県政記者クラブ、福島県政記者クラブ、東北電力記者会、東北建設専門紙記者会

【問い合わせ先】
○国土交通省　東北地方整備局　防災グループ　防災室
宮城県仙台市青葉区本町 3-3-1　仙台合同庁舎 B 棟　　TEL：022-225-2171（代表）
防災室長　　小嶋（こじま）　光康（みつやす）（内線 2151）
防災室　建設専門官　　湊（みなと）　光一（こういち）（内線 2152）

TEC-FORCEの増強と多様な主体との連携による新たな応援体制の構築

国土交通省

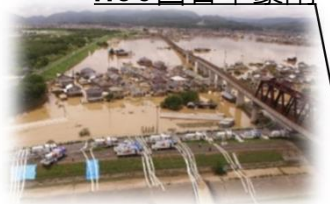
～大規模広域災害に備え、災害対応力を格段に引き上げ～

○TEC-FORCEは平成20年の発足以来、東日本大震災や西日本豪雨など**様々な災害における現場対応を積み重ね、蓄積した知見を次なる災害対応に活かすことで着実に備えを充実**してきた。
○能登半島地震等の経験も踏まえ、**気候変動により激甚化・頻発化する水災害**や**切迫する南海トラフ地震等の大規模広域災害**に対応するためには、**現在の災害対応力を格段に引き上げることが必要**になる。
○**国土交通省の持つ現場力・総合力を活かした被災自治体への応援の強化に向け、TEC-FORCEの増強と行政機関・民間企業・学識者などの専門性を持った多様な主体との更なる連携強化による新たな応援体制**を構築していく。

R6能登半島地震



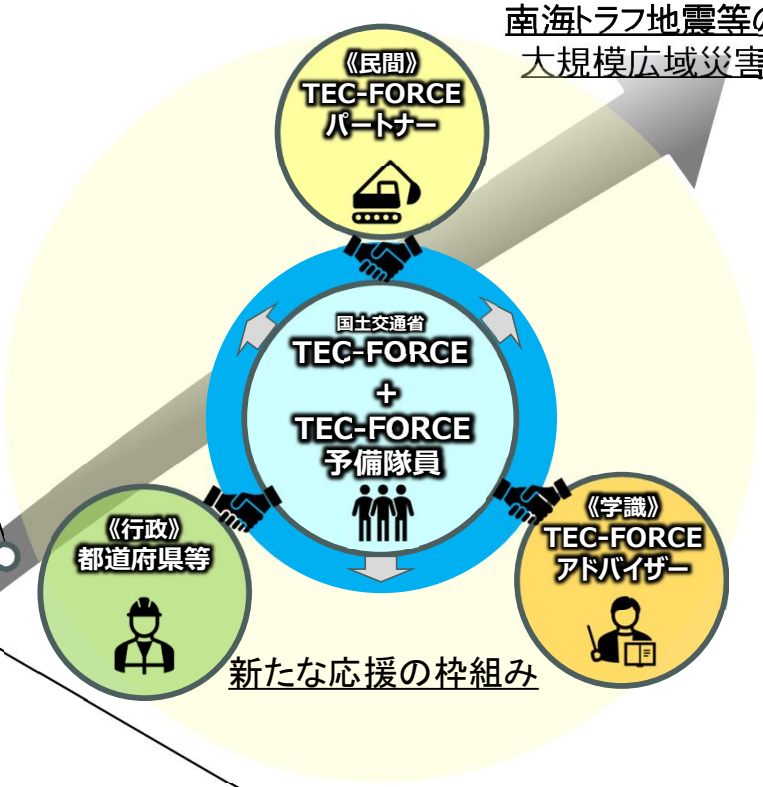
H30西日本豪雨



H28熊本地震



南海トラフ地震等の大規模広域災害



新たな応援の枠組み

国土交通省
TEC-FORCE

《学識》
大学など

《民間》
建設業など

H20発足

H23東日本大震災



R1東日本台風



《TEC-FORCE予備隊員》

専門的な知識を有する民間企業等の人材をTEC-FORCE隊員として非常勤雇用する制度の創設により、人員体制を強化。

《TEC-FORCEパートナー》

民間企業等との災害協定の拡充により、広域的な被災自治体応援においてもTEC-FORCEと一体的に活動できる体制を確保。

《TEC-FORCEアドバイザー》

学識者の方々から災害対応の技術的助言を得る枠組みの創設により、技術的判断が難しい事案に対応する体制を確保。

《都道府県等との連携》

平時から、都道府県等の危機管理部局や土木部局等との合同研修等による連携を強化することにより、被災地における一体的な活動を促進。